

## 岡山県後期高齢者医療広域連合長 就任記者会見

大森広域連合長：このたび私が岡山県後期高齢者医療広域連合長に選出されました。この連合長は、県内の全市町村の投票による選挙によって選出されたものです。岡山市長として今回、令和8年度・9年度の保険料について課題が多いと考え、知事に対しても意見を申し上げてまいりましたけれども、連合長就任に当たり、広域連合事務局職員から経緯を含めて説明を受けたところです。

資料1をご覧ください。後期高齢者の医療の保険料は、被保険者の全員が均等に負担する均等割額と、それぞれの方の所得に応じて負担する所得割額の合計額で決まります。均等割額は6万1,500円で、全国順位は改定前の24位から11位。所得割率は11.13%で、全国順位は改定前の19位から11位に上昇しています。また上昇幅に着目すると、均等割額は1万1,300円で全国3位、所得割率は0.64ポイントで全国8位です。この状況を見ると、もう少し保険料の上昇を抑えるべきだったのではないかと、また、私としてもそれができたのではないかと悩むを得ません。

広域連合は保険料の急激な増加を抑制するため、昨年9月以降、財政安定化基金の活用について県に要請し、事務レベルで8回にわたって協議を重ねました。広域連合からは、従前は保険料改定に当たって基金10億円の活用を見込んで料率を決定してきましたが、今回は子ども・子育て分の上乗せなどによって過去最大と見込まれる保険料上昇を抑えるため、従前通りの基金10億円の活用を要請するにとどまらず、協議開始当初には厚生労働省の示した目安で試算すると、例えば30億円の活用も可能であることを県にお伝えした上で、基金活用の増額についても要請したところです。

これに対して、県からは保険料の増加抑制よりも財政リスクに備えて財政基金の全額を維持したいと、従前から行っていた10億円の活用をも否定し、財政安定化基金の特例交付を行わないと口頭で通知がありました。なお、これは伊原木知事の判断によるものと聞いています。

保険料の料率は、料率の決定は広域連合の権限で行われるものです。しかしながら、保険料率算定における保険料増加の抑制財源である財政安定化基金の特例交付を行う権限は都道府県にあり、広域連合にはありません。よって、広域連合は特例交付を見込まない保険料率を定めざるを得なくなり、最終的にその条例案を作成することになったものです。

皆さんお手元の法律をご覧ください。資料の 2 ですが、特に最後の安定化基金の特例ということです。都道府県は後期高齢者医療広域連合に対して、保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることになっていきます。したがって、この権限を持つのは県であり、我々がどうこうするわけにもいかない。したがって、我々は、県にこの活用を求めていたわけですが、県としては従前行っていた 10 億円の活用も今回はダメだという判断をされたということです。

また、県議会での知事答弁や知事の記者会見では、広域連合が県との事前協議を踏まえ、県の基金を投入しない保険料改定案を自ら作成の上、法に基づく正式な協議として提出し、県もそれを適当と認めたものと言っています。また責任主体は広域連合ですので、まずは広域連合でしっかり話をしていただくのが一番、また必要に応じてアドバイスはしますけれども、責任を持っているのは広域連合ですので、といった発言に終始しています。

これらの発言は特例交付を行う権限を有している県が、基金を投入しないと自ら判断したにもかかわらず、あたかも広域連合だけで判断したかのような印象を与えるものであり、いかがなものかと思えます。高齢者の医療の確保に関する法律第 4 条において、都道府県を含む地方公共団体は、国民の高年齢期における適切な医療の確保という法律の趣旨を尊重し、後期高齢者医療制度を含む制度運営が適切かつ円滑に行われるよう、所用の施策を実施しなければならない旨が規定されています。このたびの保険料率や財政安定化基金の特例交付の意思決定プロセスにおいても、都道府県、市町村、また市町村が設置した広域

連合がそれぞれの責務と権限に応じて主体的に関わっていく姿勢が求められるのではないのでしょうか。

今後の話であります。県議会での知事の答弁や記者会見での知事の発言が、知事さんが関係法律を正しく理解されているのか、私として少し疑問を感じざるを得ません。私が疑義を感じている点や、また安定化基金の特例交付をしなかった理由などについて指摘させていただき、回答を待ちたいと思います。併せて、8月開催予定の広域連合議会において、現在1名が空席となっている副広域連合長が決定された後、副広域連合長とともに伊原木知事と協議をさせていただきたいと思えます。

また、今回の保険料改定を振り返ってみて、保険料算定等の重要案件について、適切な時期に構成市町村の意向を聴取し、その意見を反映するプロセスも必要ではないかと思っています。ついでには、構成市町村の長が広域連合の意思決定に関与できるシステムの構築についても、今後模索をしていきたいと思えます。

7月中旬には、県内約34万人の被保険者の皆さまに保険料改定通知をお送りいたします。今回の保険料改定は、前述の通り保険料の上昇幅が大きく、物価高騰に苦しむ被保険者の皆さまに多大な影響があります。今後、被保険者の皆さまのご理解をいただけるよう、運営に努めてまいりたいと思えます。最後繰り返しますけれども、後期高齢者医療保険料は市町村が共同設置した広域連合と県がそれぞれの責務と権限に基づいて決定していくものですが、後期高齢者の生活の安定を支え、医療の適正化に資するよう、お互い十分相談して保険料率を決めていかなければならないと思えます。特に保険料率の引き下げは、財政安定化基金の活用がポイントであり、伊原木知事は自らの責任が大きいことを認識して対応していただきたいと思えます。

## **【質疑応答（主なもの）】**

記者：知事が特例交付をしない理由を知りたい、これは実際に広域連合として何らかの文章を出すなりアクションを起こされているという意味なのか、今後していきたいという意味なのか。

大森広域連合長：今後します。私も広域連合の事務局から、なぜ県はこの安定化基金から交付を従前やっていたものまで否定されたのか。厚労省の試算では30億までできるのではないかという話もある中で完全否定をされた。それによって大幅に保険料が上がってきている。その理由について事務局の方も明確に聞かされてないということもあるので、我々としては県に、どうして今回安定化基金からの交付をしなかったのか理由を教えてくださいという旨の話をしたと思います。知事が判断と言っていますから、伊原木知事のお考えもお伺いしたいと思います。

記者：それは文章で出されるということですか。

大森広域連合長：文章で出します。

記者：8月の議会で副広域連合長が決定したら知事との協議をしたいとおっしゃいましたが、この協議の内容というのはどういったものを想定されてますでしょうか。

大森広域連合長：今後の話ですが、まず第一に今回も安定化基金からの交付をしないとおっしゃったわけですから、今の保険料率についてどう考えられているのか。私はもっと抑えるべきではないかということで、岡山市長として意見を申し上げたところですが、それに対するレスポンスも全くありません。どうお考えなのか、同じ自治体同士の話として、何も伝わってこないというのは、私はいかがなものかと思

わざるを得ません。今回は広域連合長という形になるわけで、副広域連合長の小倉村長と新しく1人が副広域連合長になって3人体制になります。3人で相談して、知事さんと話す内容は決めさせていただきたいと思います。今回の保険料率の決定、その額とかに対してどう思われているのかということをもまずは伺いたいと思います。

記者：先ほども説明がありました通り、おそらく市長の広域連合長の任期の間に、たぶん2年後ですかね、また新たな保険料を決定する時期が来ると思うのですけれども、それに向けて、例えばさっきおっしゃった市町村の首長の意思が反映されるようなシステムですとか、県との協議と言いますか。もちろん、今なぜ今回基金を県が使わなかったあたりを協議するのもそうですけど、その上で次の保険料を決めていく際に、どのような体制なり構築をしようと思っておりますか。

大森広域連合長：そこ難しいですよ。まず第一に、今回の反省を言うと、私がこういう保険料になっていくっていうのを承知したのはもうギリギリでした。それで承知してすぐに意見を出させてもらいました。倉敷市長も同じ考えだったと思います。各市議会の方が相当数意見を出したと聞いています。それはまずいのではないかと。各市町村みんな構成団体になっているわけですから、それぞれの意見を聞く必要があるだろうと思っております。

それから、先ほど言いましたように、この保険料率を下げっていくということに関しては安定化基金を活用できるかどうか、というところが最大のポイントになるわけで、それは広域連合には何の力もない。持っているのは県であり、県の担当者からの話では知事のご判断だと聞いております。知事の判断とは一体何が、どういう判断があったのか、その理由は一体何だったのか。それが我々納得できるものであれば、それはそういうことになるのではないかと思うが、やっぱりそれを聞かせていただかないと、後期高齢者30万人以上の方がいるわけですので、そういった方々に説明もできないということになって少し困るなと思

います。

だから今申し上げたようなことをどういうふうに次の料金改定の時にやるかというのが、ちょっと考えなきゃいけないかなと思っています。ちなみにやはり、子育て経費も8、9、10年度と上乘せしますから、また上がっていくことが予想されます。そうじゃなくても高齢者人口増えていきますから。結構大きな問題に私はなるだろうと思っています。

記者：不勉強な質問で恐縮ですが、先ほどの市長のご説明ですと、今までのこの後期高齢者の保険料改定の中で、引き上げ幅の抑制という意味で、これまでも県の財政安定化基金を10億円交付を受けて、その結果、引き上げ幅を抑制していたと。今回に関しては引き上げ幅がかなり大きなものになるので、その特例交付として30億、従前の10億にプラス20億上乘せした30億の特例交付をお願いできないかという話をした結果、その従前の10億の交付もなくなって、という経緯ですか。

大森広域連合長：10億円今まで入れていたので「10億円はお願いしたい」と。ただ、今回は非常に上昇率がアップするので、やはり「上乘せをお願いしたい」と。厚労省の試算をベースに計算すると30億っていう数字になるので「それも頭の中に入れて対応していただきたい」と協議の初期に言っていたらしいです。ただそこから、彼ら活用に対して非常にネガティブになっていったので、30億という数字はそれからはあまり言ってないということをしていました。

記者：昨年9月以降、継続して協議してきた結果ということですね。

大森広域連合長：8回にわたって継続して協議してきた、そうです。

記者：今後連合長として叶えたいこと、実現したいこと、意気込みなど  
お願いできますか。

大森広域連合長：今の保険料率、特にアップ分が非常に大きいと思います。だからそれをどれだけ後期高齢者の方に優しく対応できるのか、料率をできるだけ低く抑えられるのか、っていうのがこれからの勝負になってくると思います。ただ、先ほどの質問でもありましたように、子ども・子育ての経費とかも膨らんでいきますから、どこまで抑えられるか分かりませんが、2年後の改定ではそれらを頭の中に入れてできるだけ抑えていく、そして県民の方にどうしてこうなったのかっていうのを明らかにしていくっていうことをやっていきたいなと思います。今はなぜ特例交付金が交付されないのかも私自身よく分からない。だから、ぜひ透明性を確保しながらできるだけ抑えていく。こういったことをやっていきたいと思います。

記者：3月19日に知事が会見した際に「意地悪したいわけではないけれど、責任ある対応として40億円はいざという時の後ろ盾として活用すべきだと思う」とおっしゃっているんですけども、連合長としてこのご発言については、今回の急激な保険料上昇っていうのは、まさにこの知事が言うところの「いざという時」に該当すると思われませんか。

大森広域連合長：私自身その回答、答弁は見ていませんが、例えば40億円を固定しなければならない理由があって、それが妥当なものならいいんじゃないでしょうか。だけど、一体なぜその40億を固定しなければならないのか、私にはよく分かりません。そういうコミュニケーションが全くできていない。そこに問題があるんじゃないかなと思います。先ほど言ったように、これは市町村と県がお互いに相談をして、お互いが納得するっていうのがすごい重要なんだと思うんです。だから私もこの意見を言わせてもらいました。でも私の意見は「違和感がある」って。倉敷市長もやられましたけども、意見を言うこと自体に違和感と言われたら「どうすりゃいいんですかね」と思いますね。

記者：県側との協議っていうのは基本的には、先ほどおっしゃられたように、2人目の副広域連合長が決まってからということ。

大森広域連合長：そうですね。体制がすべて整ってから相談をして。1人で決めるものではないと思います。聞く内容も、私1人じゃなくて何人かで相談して、こういうことを聞いていくのが一番いいんじゃないかという事項を整理した上で対応していきたい。したがって夏以降、しかるべき時期になると思います。

記者：副広域連合長っていうのは、連合長が指名するとか、どういうふうな。

大森広域連合長：連合長が指名するようです。ただ、いろんな経緯を踏まえての判断ということになるようですから、そこは事務局と相談して、私もそっちのシステムはまだよく分かりませんから、8月某日に決めさせていただくということになると思います。